

# 参考資料

平成30年9月第3回定例会

平成30年大府市議会第3回定例会提出議案一覧表

区 分	件 数	
	平成29年9月	平成30年9月
1 条 例	1	1
(1) 制 定	1	0
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	0	1
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	4	3
(1) 一般会計予算	3	2
(2) 特別会計予算	1	1
(3) 企業会計予算	0	0
3 そ の 他 の 議 案	0	2
4 人 事 案 件	0	2
5 決 算	6	6
計	11	14

## 平成30年大府市議会第3回定例会提出議案

### 【報告】

- 報告第 5号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）  
報告第 6号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

### 【条例】

- 議案第43号 大府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

### 【補正予算】

- 議案第44号 平成30年度大府市一般会計補正予算（第2号）  
議案第45号 平成30年度大府市一般会計補正予算（第3号）  
議案第46号 平成30年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

### 【その他】

- 議案第47号 市道の路線認定について  
議案第48号 財産の取得について

### 【決算】

- 認定第 1号～認定第 6号  
平成29年度大府市一般会計歳入歳出決算及び4特別会計歳入歳出決算の認定並びに平成29年度大府市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

### 後日提案

#### 【人事】

- 議案第49号 教育委員会委員の任命について  
諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

## 【報 告】

### 報告第 5号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の指定した専決処分事項（昭和48年大府市議決第101号）について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの

#### ・工事請負契約の変更について

地中に残置されていた撤去を要するコンクリート殻等の数量が当初の見込みを下回ったことに伴い、撤去費用等を減額するため、工事請負契約（六間調整池設置工事（土木工事））の変更をしたもの

変更前契約金額 836,110,080円

変更後契約金額 835,095,960円

### 報告第 6号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するもの

※「健全化判断比率及び資金不足比率の概要」参照

## 【条 例】

### 議案第43号 大府市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

（内 容）

- ・市議会議員の選挙における選挙運動用のビラの作成に係る公費負担に関する規定の整備

（施行期日）

平成31年3月1日

## 【補正予算】

### 議案第44号 平成30年度大府市一般会計補正予算（第2号）

※「第3回定例会補正予算（その1）の概要」参照

- 議案第45号 平成30年度大府市一般会計補正予算(第3号)  
議案第46号 平成30年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

※「第3回定例会補正予算(その2)の概要」参照

【その他】

議案第47号 市道の路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・市道1307号線、市道3417号線及び市道4369号線を、民間の開発行為による道路の帰属があったため、それぞれ新たに認定するもの

議案第48号 財産の取得について

財産を取得するため、大府市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和45年大府市条例第39号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(内 容)

- ・取得する財産 大府市立荒池保育園給食室用備品
- ・取得の方法 指名競争入札
- ・取得金額 30,564,000円
- ・契約の相手方 名古屋市西区上橋町64番地  
ハヤカワ産業株式会社  
代表取締役 水野友児

※入札参加者数7社 入札回数1回

※「荒池保育園給食室用備品の概要」参照

【決算】

認定第1号～認定第6号

平成29年度大府市一般会計歳入歳出決算及び4特別会計歳入歳出決算の認定並びに平成29年度大府市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大府市一般会計歳入歳出決算及び4特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すもの。また、

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度大府市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すとともに、同法第32条第2項の規定により、剰余金の処分について議会の議決を求めるもの

#### 後日提案

##### **【人 事】**

#### **議案第49号 教育委員会委員の任命について**

教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの

##### **（内 容）**

- ・委員5名のうち1名の任期（4年）が満了することに伴い、委員を任命するもの

#### **諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの

##### **（内 容）**

- ・委員8名のうち1名の任期（3年）が満了することに伴い、委員の候補者を推薦するため、議会の意見を求めるもの

## 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表する。

## 1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.46)	— (17.46)	△2.4 (25.0)	— (350.0)

\* 早期健全化基準を括弧内に表示する。

## (1) 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。大府市の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は△4.48%（負の値）となるので、「—」と表示する。

## (2) 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。大府市の連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は△16.96%（負の値）となるので、「—」と表示する。

### (3) 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

(3か年平均)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年の平均値)。大府市の実質公債費比率は、特定財源等が地方債の元利償還金等を上回り、△2.4%(負の値)となる。

### (4) 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。大府市の将来負担比率は、充当可能基金額等が将来負担額を上回り、△42.7%(負の値)となるので、「-」と表示する。

## 2 資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業特別会計	- (20.0)
農業集落排水事業特別会計	- (20.0)
水道事業会計	- (20.0)

\* 経営健全化基準を括弧内に表示する。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び水道事業会計はいずれも資金の不足額がなく、資金不足比率が算定されないため、「-」と表示する。



新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、大府市の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のピラ（以下「ピラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公営に関するものとする。</p> <p>(選挙運動の公営)</p> <p>第2条 大府市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はピラ若しくはポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により大府市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ピラを作成する場合 候補者1人について、第5条に定めるところにより算定した1枚当たりの作成単価の限度額にピラの作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額</p> <p>(3) 略</p> <p>第5条 大府市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるピラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたピラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ピラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ピラを作成を業とする者からの請求に基づき、当該ピラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、大府市の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のピラ（長の選挙の場合に限る。以下「ピラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公営に関するものとする。</p> <p>(選挙運動の公営)</p> <p>第2条 大府市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はピラ若しくはポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により大府市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ピラを作成する場合 候補者（長の選挙の場合に限る。）1人について、第5条に定めるところにより算定した1枚当たりの作成単価の限度額にピラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額</p> <p>(3) 略</p> <p>第5条 大府市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるピラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたピラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ピラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ピラを作成を業とする者からの請求に基づき、当該ピラの作成を業とする者に対し支払う。</p>

## 第3回定例会補正予算（その1）の概要

### 1 総括

第3回定例会に提出する補正予算のうち、一般会計補正予算（第2号）は、補正予算額が10,000千円の増額で、補正後の予算規模は、31,274,611千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、ブロック塀等撤去費補助金10,000千円を新たに計上するものである。

歳入では、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金5,000千円及び前年度繰越金5,000千円をそれぞれ増額するものである。

## 2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	平成29年度9月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	31,264,611	10,000	31,274,611	29,998,471	1,276,140	4.3
特別会計	10,773,684	0	10,773,684	12,119,963	△ 1,346,279	△ 11.1
国民健康保険	7,344,736	0	7,344,736	8,443,640	△ 1,098,904	△ 13.0
公共下水道	2,344,389	0	2,344,389	2,572,979	△ 228,590	△ 8.9
農業集落排水	15,620	0	15,620	15,408	212	1.4
後期高齢者医療	1,068,939	0	1,068,939	1,087,936	△ 18,997	△ 1.7
水道事業会計	3,676,207	0	3,676,207	2,862,763	813,444	28.4
合計	45,714,502	10,000	45,724,502	44,981,197	743,305	1.7

### 3 一般会計

#### (1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
13 国庫支出金	4,101,857	5,000	4,106,857	住宅・建築物耐震改修等事業費補助金増額(1/2・1/3・10/10)	5,000
18 繰越金	237,898	5,000	242,898	前年度繰越金増額	5,000
計	31,264,611	10,000	31,274,611		

#### (2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
8 土木費	4,123,813	10,000	4,133,813	ブロック塀等撤去費補助金	10,000
計	31,264,611	10,000	31,274,611		

## 第3回定例会補正予算（その2）の概要

### 1 総括

第3回定例会に提出する補正予算のうち、一般会計補正予算（第3号）及び国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、補正予算額が247,807千円の増額で、補正後の予算規模は、45,972,309千円となる。

#### (1) 一般会計

一般会計補正予算（第3号）は、補正予算額が154,346千円の増額で、補正後の予算規模は、31,428,957千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、市民活動センター事業に係る施設用備品2,161千円、共和駅南自転車駐車場拡張工事費24,538千円及び保育所等改修費等支援事業補助金26,990千円を新たに計上するほか、国県支出金等返還金25,800千円、多文化共生事業に係る消耗品費300千円、駐車場事業に係る手数料1,025千円及び土地購入費68,689千円、児童センター統括事業に係る修繕料594千円、少年少女発明クラブ交付金50千円、予防接種事故対策費3,146千円並びに補助幹線道路改良事業に係る消耗品費1千円、手数料240千円及び土地購入費812千円をそれぞれ増額するものである。

歳入では、保育対策総合支援事業費補助金23,991千円、国際交流事業寄附金300千円、知多北部広域連合負担金返還金46,542千円及び公共補償金1,052千円を新たに計上するほか、予防接種事故対策費負担金2,358千円、少年少女発明クラブ運営寄附金50千円及び前年度繰越金80,053千円をそれぞれ増額するものである。

#### (2) 国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、補正予算額が93,461千円の増額で、補正後の予算規模は、7,438,197千円となる。

補正内容は、歳出で国県支出金等返還金を増額し、歳入で前年度繰越金を増額するものである。

## 2 予算規模

(単位：千円、%)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	平成29年度9月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一 般 会 計	31,274,611	154,346	31,428,957	29,998,471	1,430,486	4.8
特 別 会 計	10,773,684	93,461	10,867,145	12,119,963	△ 1,252,818	△ 10.3
国民健康保険	7,344,736	93,461	7,438,197	8,443,640	△ 1,005,443	△ 11.9
公共下水道	2,344,389	0	2,344,389	2,572,979	△ 228,590	△ 8.9
農業集落排水	15,620	0	15,620	15,408	212	1.4
後期高齢者医療	1,068,939	0	1,068,939	1,087,936	△ 18,997	△ 1.7
水道事業会計	3,676,207	0	3,676,207	2,862,763	813,444	28.4
合 計	45,724,502	247,807	45,972,309	44,981,197	991,112	2.2

### 3 一般会計

#### (1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
13 国庫支出金	4,106,857	23,991	4,130,848	保育対策総合支援事業費補助金(2/3)	23,991
14 県支出金	1,922,379	2,358	1,924,737	予防接種事故対策費負担金増額	2,358
16 寄附金	251,575	350	251,925	国際交流事業寄附金 少年少女発明クラブ運営寄附金増額	300 50
18 繰越金	242,898	80,053	322,951	前年度繰越金増額	80,053
19 諸収入	1,021,561	47,594	1,069,155	知多北部広域連合負担金返還金 公共補償金	46,542 1,052
計	31,274,611	154,346	31,428,957		

#### (2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
2 総務費	4,566,751	122,513	4,689,264	国県支出金等返還金増額 市民活動センター事業 施設用備品(1件100万円以上) 施設用備品 多文化共生事業 消耗品費増額(寄附充当) 駐車場事業 手数料増額 共和駅南自転車駐車場拡張工事 土地購入費増額	25,800  1,415 746  300  1,025 24,538 68,689
3 民生費	12,890,515	27,634	12,918,149	児童センター統括事業 修繕料増額 保育所等改修費等支援事業補助金 少年少女発明クラブ交付金増額	 594 26,990 50
4 衛生費	2,774,165	3,146	2,777,311	予防接種事故対策費増額	3,146
8 土木費	4,133,813	1,053	4,134,866	補助幹線道路改良事業 消耗品費増額 手数料増額 土地購入費増額	 1 240 812
計	31,274,611	154,346	31,428,957		

### 4 国民健康保険事業特別会計

#### (1) 歳入

前年度繰越金増額	千円	93,461
計		93,461

#### (2) 歳出

国県支出金等返還金増額	千円	93,461
計		93,461

## 荒池保育園給食室用備品の概要

	品名	規格（間口×奥行×高さ 単位はミリメートル）	数量
1	丸型フライヤー	1,500×870×800	1
2	ガス回転釜	1,618×1,061×1,905 入水量:140リットル 内釜:ステンレス	2
3	多機能自動炊飯器	750×707×1,300	2
4	スチームコンベクションオーブン	870×780×1,830 10段	2
5	自動食器洗浄機	1,216×707×1,340	1
6	器具消毒保管機	1,750×950×1,900	1
		900×950×1,900	1
7	番重消毒保管機	1,750×950×1,900	1
8	食器消毒保管機	1,750×950×1,900	1
9	プラストチラー	770×880×1,882 容量:286リットル ラックキャリー対応	1
10	乳製品冷蔵庫	1,200×800×1,950 容量:1,090リットル	1
11	冷凍庫	755×800×1,950 容量:647リットル	1
12	冷蔵庫	610×800×1,950 容量:504リットル	2
13	検食用冷凍庫	625×650×1,890 容量:396リットル	1
14	三槽シンク	1,800×750×800	1
15	二槽シンク	1,500×750×800	1
16	一槽シンク	900×750×800	2
		600×600×800	1
		750×600×800	1